

会長	それでは、ただ今から令和6年度第2回三重県建築審査会を開催します。 委員の皆様のご協力をお願いします。 まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。
三重県 (事務局)	それでは、ご説明します。 報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」につきましては、氏名等の記載を省略し、個人か法人のみの記載とし、住所表記につきましても市名若しくは町名までとさせていただきますので、全面公開が可能と考えます。
会長	事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。 それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。
会長	今回は傍聴者がおりませんので、このまま審議に入りたいと思います。それでは審議に入りますので、議事次第に基づいて進めていきます。 報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明をお願いします。
三重県	<「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明及び、代表事例4件の紹介>
会長	説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。
委員	一覧表の許可番号が一部抜けているところがあるのはなぜですか。
三重県	建築審査会同意を要しない許可も併せて採番しているため、抜けている部分は建築審査会の同意を要しない許可の番号となります。
委員	省令第3号第1案件について、空地については、公衆用道路への地目変更を原則としつつ、地目変更が認められない場合などは誓約書の提出も認めており、このケースは誓約書の提出となっていますが、どのような理由ですか。
三重県	空地の一部に農地が含まれており、農地転用許可が必要となったためです。 当該許可にあわせて農地転用が許可され、その後地目変更がされるため、誓約書を提出いただき許可しております。
委員	省令第3号第5案件について、市町境界にある町有の空地で、市道と一体的になっているということですか。
三重県	そのとおりです。赤道の一部が町有となっており、並行している市道と一体形状となっています。

会長

このような状況は改善されないのか。

三重県

町から市へ管理委託等を行うことで改善されると思われます。

以上